

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成24年11月1日（木）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，小川育央委員，佐藤由美子委員，瀬戸啓子委員，濱本純子委員，平田裕章委員，広岡尚弥委員，藤田健三委員，水田美由紀委員，水野洋子委員，森雄二委員，山下裕之委員，山本繁委員（全員出席）

2 説明者

八木哲也次席家裁調査官

矢代龍雄次席家裁調査官

3 オブザーバー

劔持誠事務局長

福田郁生首席家裁調査官

第4 議事の要旨

1 開会

2 新任委員の紹介

3 意見交換

「岡山家庭裁判所における補導委託」及び「親子をめぐる様々な問題」をテーマに意見交換を行った（発言要旨は別紙のとおり）。

4 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

次回の開催日時は，平成25年2月7日（木）午後2時30分とする。

意見交換事項（テーマ）「面会交流」

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員（委員長を除く。），△説明者)

1 岡山家庭裁判所における補導委託

- 補導委託先で少年が労務を行った場合，その報酬，対価は発生するのか。
- △ 一定額の報酬は発生する。ただし，その報酬がいつどういう形で少年に支払われるかについては，教育的な働きかけという補導委託の趣旨に鑑み，ケースごとに異なる。
- 少年審判手続の流れの中の試験観察，そして，その試験観察の中の補導委託の位置づけが，正直分かりにくい。
- 少年審判手続全体の中の試験観察，そして，その試験観察の中の補導委託の件数を御紹介いただきたい。
- △ 年間で，試験観察が十数件，補導委託が数件である。
- いただいた資料のイラスト等から，補導委託先として，福祉サービス業や土木建設業がイメージされるが，今の少年の特性等の多様化，そもそもの補導委託の目的等から，少年と委託先の相性やニーズのマッチング・ミスマッチングということは問題となっていないのか。
- △ 今の少年の特性等から，より多様な委託先が確保できればよいと考えているところである。
- 委託先はどのようにして選任，確保しているのか。
- △ 既に委託先になっていただいている団体等からの紹介を受けて，裁判所が，委託先として適当かどうかの調査，面接や視察等を行った後，委託先になっていただいている。
- 補導委託の広報をより広範に行うとともに，広く委託先を公募するといったことは考えていないのか。
- △ これまで特にそうしたことは行っていない。
- 少年を受け入れた際に，補導委託先には何らかの報酬，受け入れたことへの対価は支給されるのか。というのは，現在の経済情勢等から，何らかの対価が支給されることが，多少な

りとも補導委託先の拡充に資するのではないかと考えるのだが、いかがか。

△ 補導委託先への報酬はない。

○ 家裁調査官の中で、この補導委託専門の担当者、個々の委託のことだけではなく、委託先の拡充のための調査等を専門に担当している職員、あるいはそのチームはあるのか。

△ そういった職員、あるいは、職員のチームは存しない。他の仕事をしながら、それぞれ補導委託に関する様々な仕事を分担しながら行っている。

○ 補導委託に関する、何か感動的なエピソードを御紹介いただきたい。

△ いずれも長期間委託先となってくださっている方で、お一人は少年にひたすら石を磨かせるといふ方、もうお一人は少年に和太鼓の演奏を教え、地域の方々とともにグループを結成して演奏活動を行っている方が印象に残っている。それぞれお世話になった少年の中には、その後、大学を卒業し、医師や会社の経営者となった人、委託先付近に転居して本格的に和太鼓の演奏家になった人もいたように記憶している。

○ 今のエピソードを聞いて、改めて、この補導委託という制度が何のための制度なのか、少年に何を求め、委託先に何を求めているものなのか改めてお尋ねしたい。

○ 少年に関する家庭裁判所の手続はすべて少年の更生ということが目的のひとつとなっている。その上で、そうした手続のひとつ（一場面）である補導委託については、生活指導、現在及び将来のすべてのことの基本となる、日々の規則正しい生活を継続させる、身につけさせることが、まず大切であると考えている。補導委託先での経験が、将来の就業、職業選択のきっかけや支援につながり、そのことが少年の更生に資するものとなることはあり得るが、多種多様な職種、業種を用意するかどうかよりも、日々の生活への指導、ケアにどれだけ取り組んでいただけるかどうかということに重視している。

○ 今日改めて説明を聞いて、この補導委託の「補導」という言葉、言葉から受けるニュアンスが、実際に行われていることに少々そぐわないように感じた。ネーミングを変えることも、補導委託先の拡充につながるのではないかと思う。

◎ 家庭裁判所が、少年の更生のために様々な仕事を行っていることは理解できた。その上で、この補導委託については、時代のニーズというか、流れに、ちょっと遅れているような

印象も持った。よりよいマッチングのための広報、公募についても、御検討いただいても良いように思う。

- 委員からの多くの貴重な御意見に感謝申し上げ、今後の参考とさせていただく。

2 親子をめぐる様々な問題

- 親権者という言葉と、保護者という言葉の、それぞれ意味のを教えてほしい。
- 親権というのは、父母の養育者としての地位から備わる権利及び義務の総称と言われており、親権者というのは、そうした権利及び義務の主体となる者である。保護者というのは、それよりも広いイメージで、現に監護を行っている者を指す。通常、親権者と監護者は一致しており、親権者が監護を行っているということになるが、一致しない場合もある。監護を行っている者が親権を有しない場合に、その一致のために、親権者の変更の手續を家庭裁判所に申し立てることになる。
- その手續において、子どもの意見、意向はどのように把握されているのか。
- 家裁調査官の調査によって把握している。
- 以前受けた相談の中で、既に別居しているのだが、面会交流のことがあるので離婚できない、離婚をすると（しようとすると）、普段行き来がないのに面会交流の話が出てきてしまうので、そういった波風を立てないために、あえて離婚しないということがあった。
- 面会交流に応じるのが大変だから、面会交流の話を持ち出されるのが大変だから、別居は続けるが離婚しない（できない）というのは、誤解があるように思われる。
- 今、子どもがいろいろなことを起こしたとき、学校は何をしていたのかという声上がる。常に学校は非難される。では、親はどうなのか。親には子どもに対して義務を負っていないのか。学校に夕方「子どもがたばこを吸っている。学校は何をしているのか。」という匿名の電話がかかってくる。親は、子どもがたばこを吸わないようにする義務はないのか。
- 家庭裁判所委員会の委員としての発言ではなく、一人の大人として発言させていただくと、学校であれ、地域であれ、どのような組織であれ、社会の中のそういった「声」を、単なる苦情とかクレームなどとして受け止めるのではなく、そのひとつひとつを「きっかけ」としてとらえ、少しずつでも社会を変えていく、変えていこうとしてはどうか。そういう考

え方，とらえ方が大切ではないか。

- さきほどの家裁調査官による調査のポイントを御紹介いただきたい。
- お答えするのが難しいが，日常に密着した様々な情報を集めること，多角的な視点で，多種多様な側面から丹念に情報を集めることが重要であると考え，調査を行っている。
- 父と母のどちらがより良いか，調査を進めても結論が出せない場合，どのような調査結果となるのか。
- 「どちらがより良いか」という調査命令が出ていて，調査を尽くしても結論が出せない場合であれば，そのように記載すると思うが，調査命令が出される前に，家裁調査官は裁判官と十分に打合せ，議論を行っている。今お話のあったような結論が見込まれるケースにおいては，そもそも，そのような調査命令が発令されること自体考えにくい。
- ◎ 今日のいろいろなお話を，今後の家庭裁判所の運営の参考にさせていただきたい。